

公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団

2015年度 奨学生募集要項

1. 応募資格

- (1) アジア諸国の国籍を有しており（日本国籍は除く）、「留学（College Student）」の在留資格を保持する私費留学生。
- (2) 2015年4月現在で、以下の「2. 対象学年」に該当し、正規生として入学・在学する者。
- (3) 大学院修士課程（博士前期課程）の者は修士号、大学院博士課程（博士後期課程）の者は博士号を、標準修業年限内に取得する見込みのある者。
- (4) 学業、人物ともに優れ、また心身ともに健全で、経済的に奨学金を必要とする状況にある者。
- (5) 当財団の趣旨を理解し、国際理解と親善に関心を持ち、将来、日本とアジア諸国との懸け橋となって国際社会に貢献する確たる目標のある者。
- (6) 当財団の交流活動に参加し、他の奨学生と積極的に交流する意思のある者。
- (7) 日本語でコミュニケーションの取れる者。
- (8) 2015年4月現在において、政府あるいは他の奨学財団等からの奨学金を受けていない者。
- (9) 原則として、修士課程（博士前期課程）の者は35歳程度以下、博士課程（博士後期課程）の者は40歳程度以下が望ましい。
- (10) 日本で就業している親がない者。

2. 対象学年

【修士課程（博士前期課程）】

- ・2015年4月に修士課程（博士前期課程）に在籍する者（年次は問わない）。

【博士課程（博士後期課程）】

- ・2015年4月に博士課程（博士後期課程）に在籍する者（年次は問わない）。

※秋学期に入学したために、4月を入学・進学の起点としない学生も応募可とする。

3. 奨学金

修士課程在籍者は、月額13万円の支給とする（返済義務はなし）。

博士課程在籍者は、月額15万円の支給とする（返済義務はなし）。

4. 支給期間

2015年4月からの2年間とする。ただし、各課程最終学年の場合は1年間のみの支給とする。

※秋入学生について

2015年4月～2016年9月まで（標準修業年限の修了月まで）の1年半とする。

【大学院学生用】

5. 応募方法

大学を通じて応募する（指定校制）。

6. 応募に必要な提出書類と手続き

下記必要書類を添え、在学する大学の留学生担当窓口に提出する。

1 申請書類（黒のボールペンを使用し、所定用紙に日本語で、本人が自筆で記入したもの）

- 2015年度奨学生申請書 用紙
- 履歴書 用紙
- 日本語の習得 用紙
- 身上書(1) 用紙
- 身上書(2) 用紙
- 【自己アピール】用紙

※「日本留学の目的」、「大学院修了後に希望する進路」、「将来、日本と母国
の懸け橋になるためのあなたの考える役割」を、具体的に書いてください。

【研究テーマについて】用紙

※専門外の人にもわかるように書いてください。

【今までの主な研究成果（公表論文または学会報告等）】用紙

※論文提出は不要。また、実績がない場合はなしと記入。

2 芸術系専攻の方 作品集（ポートフォリオ）A3もしくはA4サイズ

3 芸術系専攻等の方で、グループで一つの研究をしている場合

全体の中での申請者の役割（内容）がわかるように説明してください。

4 指導教員・学科主任等の推薦状（所定用紙に推薦者本人が記入したもの）

パソコン等による原稿の場合、所定用紙使用、あるいは所定用紙記載事項と同じ
内容のものとする。いずれも推薦者本人が氏名を記入し、捺印してください。

5 在学証明書（入学年月日記載のもの）

6 学業成績書

現課程の学業成績書を提出。また、いずれの者も日本及び母国の大学・大学院・
専門学校等を卒業・修了した場合は、それらの課程の学業成績書をすべて提出す
ること。その際、成績書原本が入手困難な場合は、コピーで可。

（例）日本以外の大学学部卒業→日本以外の大学院修士課程（博士前期課程）修了
→日本の大学院修士課程（博士前期課程）修了→2015年4月より日本の大学院
博士課程（博士後期課程）2年次進学

提出が必要な学業成績書

日本以外の大学学部・日本以外の大学院修士課程（博士前期課程）・日本の大学
院修士課程（博士前期課程）・現課程の学業成績書の4種類

【大学院学生用】

- 7 2015年4月に修士課程（博士前期課程）1年次に入学予定の者は、修士課程（博士前期課程）合格の通知のコピー
2015年4月に博士課程（博士後期課程）1年次に入学予定の者は、博士課程（博士後期課程）合格の通知のコピー
- 8 住民票（住民票記載事項証明書）
- 9 健康診断書（大学より証明された健康診断書、あるいは同等内容を証明したもので可。いずれもレントゲン所見は、1年以内のもので可。）

※提出書類4～9で、申し込み受付期間までに間に合わない場合は、その旨を在学する大学の留学生担当窓口に連絡すること。

7. 選考者

大学より推薦された学生全員を対象とし、当財団選考委員会において書類選考と面接を行い（4月中旬頃）、4月中～下旬頃に選考の結果を大学に通知する。

※選考の結果、合格した学生には当財団の第1回目の交流会である認定証授与式（4月下旬開催）の案内を送付する。

※合格者に対して、当財団の活動・諸規則等を説明後、その内容を承認した者を最終合格者とする。

8. 申込の受付

書類送付先 〒607-8307 京都市山科区西野山射庭ノ上町237番地
公益財団法人 加藤朝雄国際奨学財団 宛
受付期間 2015年3月2日（月）から同年3月20日（金）まで
2015年3月20日（金）必着
その他 提出書類の返却はいたしません。

9. 奨学金支給方法及び交流活動等について

当財団の奨学生に採用された場合、以下の事項について遵守いただきます。

- (1) 奨学金は、学業や生活状況について報告の上、手渡しにて支給（交流会の開催月は、交流会会場にて支給）、及び振込。
- (2) 交流会（認定証授与式、当財団終了生との交流、研修旅行等。2014年度実績）に参加し、積極的に他の奨学生との交流を図ること。
- (3) 研究論文やレポートの提出、その他当財団が定める取り組み等に参加すること。

10. 注意事項

下記のいずれかに当てはまる場合、奨学金の支給を停止または廃止する。

- (1) 「9. 奨学金支給方法及び交流活動等について」の事項が遵守できない場合。
- (2) 他の奨学財団等からの奨学金の重複受給。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合。
- (4) 在学する学校の学籍を失った場合。

【大学院学生用】

- (5) 在学する学校を長期休学した場合。
- (6) 病気などにより学業の継続が困難になった場合。
- (7) 奨学金を必要としない事由が生じた場合。
- (8) 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
- (9) その他当財団が奨学金の支給が不適当と認めた場合。

11. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された内容・提出書類は選考の目的にのみ使用し、当財団で責任をもって取り扱います。ただし、以下のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類選考・面接のための選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学及び奨学財団等に「合格者一覧」を提供。

お問い合わせ先 公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団

〒607-8307 京都市山科区西野山射庭ノ上町237番地

TEL: 075(595)9020 / FAX: 075(595)8996

E-mail: kaisf0221@hotmail.com

10:00～16:00まで（土・日・祝日は休み）